第２期鹿児島市文化芸術推進基本計画（素案）概要版

第１章　策定にあたって

１　策定の趣旨

○　文化芸術は、豊かな人間性や創造性を育み、生活に潤いや自分らしく生きる力をもたらすなど、人が心豊かに生きる上で欠かせないものであり、市民の社会参加や相互理解を促進するとともに、創造的で活力ある社会を形成する原動力にもなる。

○　令和４年３月に「鹿児島市文化芸術推進基本計画」（以下「第１期計画」という。）を策定し、文化芸術に触れ親しむ機会の充実や次代の文化芸術の担い手の育成、文化芸術を生かしたまちづくりの推進などに取り組んできた。

○　第１期計画が令和８年度末に終了することから、これまでの取組の成果と課題や文化芸術を取り巻く社会状況の変化等を踏まえ、「第２期鹿児島市文化芸術推進基本計画」（以下「第２期計画」という。）を策定する。

２　計画の位置づけ

（１）計画の位置づけ

・第六次鹿児島市総合計画の個別計画
・文化芸術基本法に規定する「地方文化芸術推進基本計画」
・障害者による文化芸術活動の推進に関する法律に規定する「地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画」

（２）ＳＤＧｓとの関連

〈本計画に関連する主なゴール〉
「４　質の高い教育をみんなに」
「11　住み続けられるまちづくりを」
「15　陸の豊かさも守ろう」
「17　パートナーシップで目標を達成しよう」



３　計画期間

第１期計画：令和４年度～８年度　（５年間）
第２期計画：令和９年度～１３年度（５年間）

４　文化芸術の範囲

本計画における文化芸術の範囲は、文化芸術基本法に定める分野を中心にしながら、新たに生まれる文化芸術の表現についても配慮。

（文化芸術基本法に定める文化芸術の分野）

芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（メディア芸術を除く）
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション、 コンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能
芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く）
生活文化 国民娯楽等	生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化） 国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽）、出版物及びレコード等
文化財等	有形及び無形の文化財並びにその保存技術

第２章　本市の文化政策を取り巻く状況

１　国、県の動向

（１）国の動向

平成２９年６月　法改正により文化芸術基本法の施行
平成３０年３月　「文化芸術推進基本計画」の策定
令和５年３月　「文化芸術推進基本計画（第２期）」の策定
令和５年３月　「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（第２期）」の策定

（２）県の動向

令和３年３月　「鹿児島県文化芸術推進基本計画」の策定
令和８年３月　「第２期鹿児島県文化芸術推進基本計画」の策定

２　社会状況の変化

（１）国際的にも多様性、包括性、持続可能性をキーワードとした新たな社会の実現に文化芸術が大きく貢献することが共通認識となりつつある中、人々のウェルビーイングの向上を図るためにも、文化芸術が果たす役割が増大している。

（２）急激な少子高齢化の進行による人口減少等により、文化芸術の担い手が減少するとともに、地域における個性豊かな伝統文化を後世に伝えていく役割を担う子どもたちも減少しており、豊かな地域文化の衰退につながりかねない状況となっている。

（３）デジタル化の急速な進歩に伴うデジタルトランスフォーメーション（ＤＸ）の進展や生成ＡＩ等の技術革新が、人々の生活様式等とともに、文化芸術の活動形態やニーズにも影響を与えており、急激に活用が進むこれらの新たな技術について、文化芸術分野で有効に活用するための方策や課題を整理・検討することが求められている。

３　鹿児島市文化芸術推進基本計画（第１期計画）における取組状況

【基本目標】
文化芸術で多彩につながり未来をひらく
文化創造のまち　かごしま

【基本方針】
１　文化芸術に親しむ機会の充実　～触れる・感じる～
２　多様な文化芸術の創造　～創る～
３　次代の文化芸術の担い手の育成　～育む～
４　地域固有の文化財の保存・活用・継承　～守る・つなぐ～
５　文化芸術を生かしたまちづくりの推進　～生かす～

【成果】
・市民が身近な場所で文化芸術に触れることができる催しや講座の開催
・新たな文化芸術や価値の創造につながる多様な文化芸術活動の支援
・子どもや若者の豊かな感性や創造性を育むための文化芸術の魅力を感じる機会の充実
・文化財の魅力の発信による地域の活性化
・各分野の連携による地域の文化資源を活用した取組　など

【課題】
・オンライン媒体を活用したタイムリーで分かりやすい情報発信
・市民の自律的・創造的な文化芸術活動のための支援
・次代の文化芸術活動を担う人材育成の支援
・地域伝統芸能の次世代への継承
・域内外の人々も含めた更なる交流による地域の活性化　など

４　文化芸術の振興に関する「まちかどコメンテーター」アンケート調査結果

市民の文化芸術の振興に関する意識の実態を把握するため、令和７年８月に「まちかどコメンテーター」アンケート調査を実施。
（491 人中　有効回答 377 人）

文化芸術の鑑賞の有無
【目標値６９％】
・鑑賞した　６３．７％
・鑑賞していない　３５．８％

文化芸術活動の有無
【目標値３１％】
・活動した　３２．９％
・活動していない　６６．３％

文化的環境の満足度
【目標値４０％】
・満足している　３２．７％
・満足していない　４０．６％
・わからない　２６．５％

※無回答を除く

この市民意識調査の結果から、市民が文化芸術に身近に触れ親しむ機会をさらに創出するとともに、文化芸術活動をしやすい環境づくりのため、利用しやすい文化施設の環境の整備や公演・展示等の充実に継続して取り組む必要がある。

また、文化施設や文化イベント、各種事業について効果的な広報・周知を行うとともに、文化芸術の魅力を分かりやすく伝える情報発信の充実が求められている。

引き続き、市民一人ひとりの心を潤し、まちに活力をもたらす文化芸術の振興に向けて、文化芸術団体や教育機関、ＮＰＯなど多様な主体と連携・協働を図りながら、文化的環境の充実を図るための取組を進めていく必要がある。

１　基本目標

文化芸術で多彩につながり未来をひらく　文化創造のまち　かごしま

文化芸術の振興は、心豊かな市民生活の実現や活力ある社会の形成に寄与し、次代につなぐ持続可能な未来をひらくことにつながる。

そのため、市民や文化芸術団体、事業者、行政などさまざまな主体が多彩につながり、文化芸術を継承、発展させるとともに、新たに創造することを目指す。

２　施策の体系　　３　施策の展開

基本目標を目指し、５つの基本方針を定め、これに基づいて各基本施策を展開する。

基本方針	基本施策	
1　文化芸術に親しむ機会の充実 ～触れる・感じる～	（1）文化芸術に触れる機会の創出	・市民が身近な場所で文化芸術に触れることができる催しなどの開催やアウトリーチ事業を実施するとともに、文化施設などにおいて優れた文化芸術を鑑賞する機会を提供する
	（2）誰もが文化芸術活動に参加できる環境づくり	・年齢や障害の有無、国籍、経済的な状況又は居住する地域に関わらず、文化芸術活動に関わることができる環境づくりを進める ・文化施設の利便性向上や公演・展示等における配慮の提供などに取り組むとともに、活動への支援や芸術作品の展示などを通して、より多くの障害者が参加できる環境づくりに努める
	（3）文化施設の維持・充実と効果的な運営	・文化施設の運営や保全計画に基づく維持管理を適切に行い、市民が利用しやすい文化芸術活動の拠点としての機能を充実させるとともに、学校や社会教育施設との連携を図る
	（4）文化芸術に関する情報の発信	・タイムリーで分かりやすい情報がより広く市民に届くよう、多様なメディアやＳＮＳの効果的な活用等により、文化芸術の情報発信の充実を図る
2　多様な文化芸術の創造 ～創る～	（1）多様な文化芸術活動への支援	・文化芸術活動への助成や機会の提供などの支援を通して、新たな文化芸術の表現活動を含め、多彩な文化芸術活動の活性化が図られるよう取り組む ・文化芸術の裾野の拡大のため、多様な市民の文化芸術活動の支援や鑑賞者の掘り起こしによる新たな文化芸術や価値の創造を図る
3　次代の文化芸術の担い手の育成 ～育む～	（1）子ども・若者の文化芸術体験の促進と創造性の涵養	・教育分野や地域コミュニティとの連携による取組や、新たな文化芸術の表現活動への支援などにより、子どもや若者が文化芸術体験を通してその魅力を感じる機会の充実を図り、豊かな感性や創造性を育む ・将来にわたって生徒が継続的に文化芸術活動に親しむ機会の確保・充実を図るため、部活動の地域展開に向けた取組を支援する
	（2）文化芸術活動を担う人材の育成	・演奏家・美術家等や文化の作り手と受け手をつなぐ人材など、文化芸術に携わる人づくりに文化芸術団体等と連携して取り組む
4　地域固有の文化財の保存・活用・継承 ～守る・つなぐ～	（1）地域に残る貴重な文化財と世界文化遺産の保存･活用･継承	・本市の文化財保存活用地域計画に基づき、文化財の保存・活用に努め、市内外へ向け文化財の魅力の発信を積極的に行い、地域の活性化を図る ・世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産」を将来世代に継承するため、適切な管理保全と理解増進を図るとともに、情報発信を行う
	（2）地域伝統芸能の保存と担い手の育成	・教育分野や地域コミュニティとの連携などにより、地域伝統芸能の担い手の育成に取り組む ・デジタル・アーカイブ化による地域伝統芸能の保存の支援に取り組む
5　文化芸術を生かしたまちづくりの推進 ～生かす～	（1）観光、国際交流、福祉、教育、産業等の分野との連携	・文化芸術を生かした観光イベントの開催や国際交流の取組など各分野において地域の文化資源を活用した事業がさらに展開されるよう関係部署間の連携を図る
	（2）文化芸術を生かした地域の活性化	・地域の文化芸術を生かした取組を支援し、地域の魅力の再発見や多世代交流などにつなげ、地域ならではの歴史等を生かした域内外の人々の交流等による地域の活性化を図る

４　成果指標

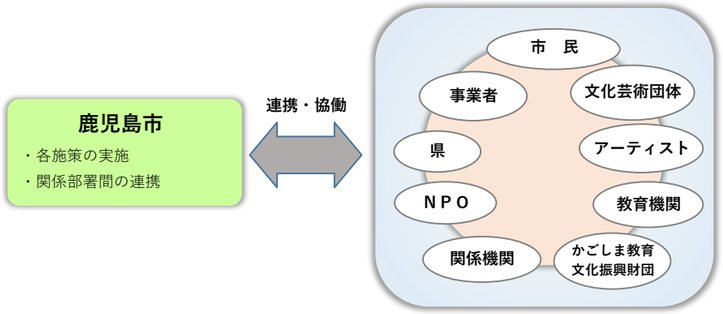
計画に掲げる施策の進捗を測る指標として、第１期計画から引き続き以下の３項目を設定。

項目	策定時現況値	現況値※	目標値（令和８年度）	目標値（令和１３年度）
文化的環境の満足度 「本市の文化的環境（文化施設の整備状況、文化芸術に関する鑑賞の機会、創作に参加する機会など）に満足している」市民の割合	33.4%	32.7%	40.0%	40.0%
文化芸術を鑑賞した割合 「過去１年間に、文化芸術を会場・現場や自宅等で鑑賞した」市民の割合	63.3%	63.7%	69.0%	69.0%
文化芸術活動をした割合 「過去１年間に、音楽や美術、伝統芸能などの団体に所属したり、講座・教室に通ったり、個人的に取り組んだりするなどして、文化芸術に関する活動をした」市民の割合	26.0%	32.9%	31.0%	38.0%

※令和７年８月「まちかどコメンテーター」アンケート調査による

１　推進体制

本計画の推進にあたっては、市民、文化芸術団体、アーティスト、教育機関、事業者、ＮＰＯ、県、関係機関など多様な主体と連携・協働して取り組む。



２　計画の進行管理

本計画に掲げる施策の進捗状況の把握や検証などを行う推進組織を設け、計画の進行管理を行う。

（１）鹿児島市文化芸術推進会議

有識者等で構成される外部組織において、市から計画に掲げる施策の進捗状況等について報告を受け、検証及び評価を行う。

（２）鹿児島市文化芸術推進会議連絡会

庁内関係部署で構成される組織において、計画に掲げる施策の進捗状況の把握や課題等について協議を行うとともに、推進会議における意見等の取組への反映について検討する。